

令和7年度

豊島区企業等による事業提案制度  
実施報告書

令和8年2月発行

豊島区政策経営部

企画課・シティプロモーション課

## 目 次

1. 豊島区企業等による事業提案制度について .....	1
(1)実施の経緯	
(2)事業内容	
(3)目的	
2. 提案募集について .....	1
(1)募集の概要	
(2)提案状況	
(3)7つのまちづくりのテーマ別提案状況	
3. 提案事業の審査方法および審査結果について .....	2
(1)一次審査	
(2)二次審査	
(3)区民による投票	
(4)審査委員会	
4. 審査を終えて .....	5
(1)審査結果の総括	
(2)意見・要望等	

【別紙1】令和7年度 豊島区企業等による事業提案制度審査委員会 審査基準・採択基準

【別紙2】令和7年度 豊島区企業等による事業提案制度審査委員会 審査結果

### 【参考資料】

- ・豊島区企業等による事業提案制度令和7年度募集要項
- ・豊島区企業等による事業提案制度実施要綱
- ・豊島区企業等による事業提案制度補助金交付要綱
- ・豊島区企業等による事業提案制度審査委員会運営要綱

## 1 豊島区企業等による事業提案制度について

### (1) 実施の経緯

区民から区が実施すべき新たな事業の提案を受け、区民投票を経て決定する「豊島区民による事業提案制度(以下「区民提案制度」という)」を令和5年度から開始している。

区民提案制度で採択される事業の実施主体は区であるため、自らの技術や能力等を活かして区の課題解決に貢献したい企業や団体(以下「企業等」という)からの提案は数少ない。

企業等からの提案を広く求めるため、採択された事業提案者が実施主体として事業を執行する「豊島区企業等による事業提案制度」(以下「企業提案制度」という)を令和7年6月に創設した。

令和7年3月に策定した新たな豊島区基本構想・基本計画では、「参画・協働・共創」をさらに進めていくことを理念としている。

### (2) 事業内容

区をより良くしたい企業等から、地域課題の解決につながる具体的な提案を受け、提案した企業等が実施する事業に対し、一定期間、区が支援を行う。

支援する事業は、区民投票を経て、外部有識者を含む審査委員会で決定する。

### (3) 目的

区の最高指針である基本構想に掲げている「共創」を本事業により実現する。

将来的には、企業等による自立した事業展開が実現できるよう、区が一定期間の初期支援を行い、地域課題の解決と持続的な区民全体の利益につながる事業を創出する。

## 2 提案募集について

### (1) 募集の概要

区では「豊島区企業等による事業提案制度 令和7年度募集要項」(参考資料参照)に基づき、対象事業の提案募集を行った。募集の概要は以下のとおりである。

#### 1) 募集テーマ

豊島区基本構想に掲げる「7つのまちづくりの方向性」にかかる提案を募集

#### 2) 提案できる企業・団体

民間の企業・団体等(区内外を問わず)

#### 3) 補助額・補助期間

補助額:1つの提案につき、1年につき500万円(総事業費の2分の1)を上限

補助期間:最長3年間

#### 4) 提案募集期間

令和7年7月1日(火)~9月30日(火)

## (2)提案状況

提案事業数:24件(うち辞退2件)

提案企業数:21社(区内10社、区外11社) ※1社で2事業提案している企業あり

## (3)7つのまちづくりのテーマ別提案状況

テーマ	件数
1. 地域と共に支えあう安全・安心なまち	6件
2. 子育てしやすく、子ども・若者が自分らしく成長できるまち	4件
3. 生涯にわたり健康で、地域で共に暮らせる福祉のまち	2件
4. 豊かな心と活発な交流を育む多彩な文化のまち	4件
5. 活気とにぎわいを生みだす産業と観光のまち	4件
6. 共につくる地球にも人にもやさしいまち	4件

## 3 提案事業の審査方法および審査結果について

### (1)一次審査

#### 1) 審査方法

提案があった事業について、事務局(シティプロモーション課)および所管課が、以下の確認事項に基づき審査を行った。

##### ①事務局審査確認事項

本制度の趣旨に沿った提案となっているか、除外すべき項目に該当していないか

##### ②所管課審査確認事項

区の所管事務に該当するか、提案の中に法令に違反している内容が含まれていないか、重複する既存事業がないか

#### 2) 審査結果

基準に達した20件の提案を二次審査へ進めた。

### (2)二次審査

#### 1) 審査方法

一次審査を通過した事業について、部長による審査、区長・副区長・教育長による評価を行った。

審査項目	内容
① 課題設定	・課題設定(事業テーマ)が明確であるか ・提案がその解決策としてふさわしいものであるか
② 独創性	・区の取組に見られない独創性と新たな視点が認められるか
③ 波及力	・事業を行うことで、区と区民に対して大きな効果が見込まれるか
④ 経済性	・想定事業費に対して十分な事業効果が見込まれるか
⑤ 公益性	・区が支援をするのにふさわしい公益性を有したものであるか
⑥ 継続性	・持続可能な事業者自らが事業を継続できるものであるか

## 2) 審査結果

二次審査により、区民投票にかける 4 件の投票対象事業を決定した。

### (3) 区民による投票

投票対象事業について、区民による投票を実施した。投票結果については審査委員会の審査で加味する。

#### 1) 投票実施期間

令和 7 年 11 月 12 日(水)～12 月 12 日(金)

#### 2) 投票できる方

投票期間の最初の日において、区内に住所を有する個人

#### 3) 投票方法

投票回数は区民一人につき一回まで(3事業まで選択可)とし、投票は取消不可とする。

#### 4) 投票対象事業・事業概要

投票対象事業	事業概要
1. OriHime を活用した障がい者就労モデル事業	遠隔操作型分身ロボット「OriHime」を活用し、障がい者が自宅等から、ガイドツアーやカフェ接客等の有料サービスを提供する。
2. 未利用地を活用したコミュニティガーデンと菜園運営事業	区の未利用地をコミュニティガーデンや菜園に整備し、区民が利用できるスペースを提供する。
3. 移動販売車「みちのでぱーと(仮)」があなたの街にやってくる！	移動販売車で食料品を中心に販売し、買い物の機会を提供するほか、区や友好都市の商品も取り扱い、地域振興に寄与する。
4. 「OTSUKA KIDS STREET CUP」～子どもが主役のスポーツイベント in ironowa hiro ba～	2 歳～小学校低学年を対象に、ストライダーカップとストリートスポーツの体験を実施し、商店街や地域店と連携のほか、交流できるにぎわいの場を創出する。

## 5) 投票結果

総投票人数:830 人、総投票数 1,604 票

投票対象事業	得票数
1. OriHime を活用した障がい者就労モデル事業	270 票
2. 未利用地を活用したコミュニティガーデンと菜園運営事業	512 票
3. 移動販売車「みちのでぱーと(仮)」があなたの街にやってくる！	437 票
4. 「OTSUKA KIDS STREET CUP」～子どもが主役のスポーツイベント in ironowa hiro ba～	385 票

#### (4) 審査委員会

##### 1) 審査委員会の概要

区長の附属機関として「豊島区企業等による事業提案制度審査委員会」を設置した。

審査委員会委員は、学識経験者 5 人(大学教授・准教授 2 人、税理士 1 人、公認会計士 1 人、中小企業診断士 1 人)と区職員 2 人の計 7 人。

##### 2) 実施時期

- ・第 1 回審査委員会:令和 7 年 12 月 19 日(金)
- ・第 2 回審査委員会:令和 8 年 1 月 16 日(金)

##### 3) 審査基準

第 1 回審査委員会において、審査基準および採択基準を議論し、決定した。

審査基準および採択基準については別紙1【令和7年度 豊島区企業等による事業提案制度審査委員会 審査基準・採択基準】のとおり。

##### 4) 審査結果

第 2 回審査委員会において、審査基準をもとに審査を行い、補助対象事業の選定ならびに補助上限額を選定した。

事業名	審査結果	補助上限額
OriHime を活用した障がい者就労モデル事業	不採択	—
未利用地を活用したコミュニティガーデンと菜園運営事業	採択	949,000 円
移動販売車「みちのでぱーと(仮)」があなたの街にやってくる!	不採択	—
「OTSUKA KIDS STREET CUP」～子どもが主役のスポーツイベント in ironowa hiro ba～	不採択	—

審査結果の詳細については別紙2【令和7年度 豊島区企業等による事業提案制度審査委員会 審査結果】のとおり

## 4 審査を終えて

### (1) 審査結果の総括

プレゼンテーション審査の結果、4 事業の評価点の平均は、100 点満点中 61.1 点であった。採択基準に基づき、平均点を下回る 2 事業は不採択とする。

評価点ならびに総合点で第1位となった事業は、区の基本構想・基本計画の理念に則っており、区民・企業・行政の三方良しの提案となっている。補助金を交付する意義があることから、補助対象事業として採択する。

評価点ならびに総合点で第2位となった事業は、課題設定やアイデアは素晴らしいが、特定企業の障害者雇用数を増やすために補助を出すのは、公共性に難がある。ほかの企業の障害者雇用の普及啓発につながる具体性が不足しているため、不採択とする。

なお、今回、審査委員の評価点と、区民投票ならびに地域貢献度を加点した総合点で、順位の変動はなかった。

### (2) 意見・要望等

不採択であった事業に関しても、各事業の良さがあった。審査委員の意見を提案企業へ伝え、様々な可能性を探ってもらいたい。

## 令和7年度 豊島区企業等による事業提案制度審査委員会 審査基準

審査項目	着眼点			配点 (最高点)		
↓要綱第8条第1項第2号に掲げる審査項目						
共創の実現	①課題設定	共創の必要性	地域ニーズや地域課題の認識・分析は的確か	40点		
			区単独では解決できない課題が明確に存在するか			
			区にとって協働・共創する意義があり、課題解決のために区が関わることがふさわしい事業か			
			公民が連携することにより、地域課題の解決につながるか			
	②独創性	独創性	民間ならではの独自のアイデアや工夫が盛り込まれているか			
			区が補助を行うべき公益性を有する事業であるか			
			対象者が特定の企業や地域、人に限定されず、広く社会に利益をもたらすものであるか			
	⑤公益性	公益性	利益追求に偏りすぎず、公益性の達成を優先しているか			
			区民が等しく参画できる機会を確保しているか			
			地域社会などとの協力関係を築き、彼らの利益に配慮しているか			
	新規	公平性・透明性	評価指標を事前に定義し、評価結果の説明責任を果たす見込みがあるか			
事業の実現 (1~3年目)			実施体制、スケジュールの実現性は確かなものか			
			安定的な事業運営を行うためのリスク管理の体制は整っているか			
			企業等に、継続して安定的な事業運営を行うための能力、実績があるか			
			事業実施にあたり、安全性が確保されているか。(事故防止策など)			
⑥継続性	実現可能性	収支の積算根拠が具体的かつ妥当に記載されているか				
		自主財源の確保は確かなものか				
		資金計画が具体性を有しているか				
		経費削減のための工夫が図られているか				
④経済性	財務計画・財務健全性	企業等の財務状況が健全であるか				
		③波及力				
		費用対効果				
自走の実現 (4年目以降)	継続性・発展性	想定事業費に対して十分な事業効果が見込まれるか	30点			
		補助金交付終了後も財務計画・財務健全性が担保されており、事業の継続が見込めるか				
		今後の事業の発展性が期待できるか				

合計100点

プレゼンテーションおよび質疑応答の対応力も含め、各項目を5段階で採点し、項目別点数を付与する。

審査委員7人の点数を平均して評価点を算出。評価点に以下項目を加点する。

区民投票	加点	投票数のパーセンテージを10点満点に換算し、加点。（小数点以下を四捨五入） ※投票者のうちの何%が投票したかの割合。例：47%の得票率であれば5点加算。	10点
地域貢献度	加点	豊島区での事業・連携実績等がある団体には5点加点、実績のない場合は加点せず。 ※企業等概要書（5号様式）への記載で判断。	5点

合計115点

## 令和7年度 豊島企業等による事業提案制度審査委員会 採択基準

基準1	評価点（審査委員7人の点数を平均して算出）に、2項目の加点を行い、審査順位を確定する。 高順位の事業を採択するものとする。
基準2	評価点（審査委員7人の点数を平均して算出）が、平均を下回る事業は原則不採択とする。
基準3	令和8年度予算にて、補助総額は1,000万円を予定。この範囲に収まる事業を採択することとする。

## 令和7年度 豊島区企業等による事業提案制度審査委員会 審査結果

		評価点 (100点満点)	総合点 (115点満点)	総合点順位
①	OriHimeを活用した障がい者就労モデル事業	62.50	70.50	2
	A社			
②	未利用地を活用したコミュニティガーデンと菜園運営事業	76.64	82.64	1
	DAIKEN株式会社			
③	移動販売車「みちのではーと（仮）」があなたの街にやってくる！	56.14	66.14	3
	B社			
④	「OTSUKA KIDS STREET CUP」 ～子どもが主役のスポーツイベント in ironowa hiro ba～	49.21	59.21	4
	C社			

評価点平均
61.13

# 豊島区 企業等による事業提案制度 令和7年度募集要項

## 企業等による事業提案制度とは

みんなでつくる共創社会の実現に向け  
企業やNPO法人等の事業者ならではの  
柔軟な発想や専門的知見やスキルを活用し  
地域課題の解決につながる提案に対し  
区が支援を行う制度です。

## 企業等のチカラで

さらに  
楽しく！



さらに  
元気に！



さらに  
安全に！



さらに  
便利に！



さらに  
快適に！



さらに

まちのチカラをアップデートする提案を募集します。

# 目次

## タイトル

	頁
1. 制度について	…3
2. 制度のメリット	…3
3. 募集する事業テーマ	…3
4. 対象者	…4
5. 補助額・補助期間	…4
6. 提案可能な企業等の要件	…4
7. 応募方法	…5
8. 事前相談	…5
9. 提出書類	…6
10. 主なスケジュール	…7
11. 一次審査・二次審査について	…7
12. 区民投票について	…8
13. 審査会について	…8
14. 結果の公表について	…8
15. 採択案決定後について	…8
16. 補助の対象経費及び対象外経費について	…9
17. 補助金の申請～交付について	…10
18. 補助金の手続きフロー	…12
19. その他	…13
20. 提出先・問い合わせ先	…13

## 1. 制度について

豊島区の最高指針である「豊島区基本構想」の理念に掲げる**共創の推進**を体現していくことを目的に、本年度より新たに「豊島区企業等による事業提案制度」を開始いたします。

豊島区をよりよくしたい企業等から、地域課題の解決につながる主体的かつ具体的な提案をしてもらい、企業等のアイデアやノウハウを活用して実施する**継続性のある事業**※に対し、区が初期支援を行います。

※継続性のある事業とは、長期的に実施し、成長を目指す事業です。

## 2. 制度のメリット

### 企業等のメリット

事業に直接的にかかる費用の一部の補助を受けることができ、初期経費が課題となっている企業等においても、事業収益による自立・持続可能な事業への成長を目指すことができます。

### 区のメリット

地域課題の解決に主体的に取り組もうとする事業者の持つノウハウやアイデアを最大限に活用することで、多様化する区民ニーズへの効果的対応や「住みたい・訪れたい」まちの実現の可能性が広がります。

## 3. 募集する事業テーマ

豊島区基本構想に掲げる『**7つのまちづくりの方向性**』(以下の図)より事業テーマを選択してください。また、事業は、区の施策の方向性に合致しているもので、企業等が事業の実施主体であり、かつ継続性のあるものを提案してください。



※以下の事項に該当する事業は募集対象外となります。

- 公益性がないもの
- 政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とするもの
- 現金給付又は施設整備を目的とするもの
- 公序良俗に反するもの
- 区の施策として既に存在していると認められるもの
- 提案事業と同一の内容で、公的機関から補助金等の資金助成を受けているもの、又は受ける予定のあるもの
- その他、提案としてふさわしくないもの

## 4. 対象者

企業その他NPO法人等の事業者(共同事業体も含む)

※個人は除く

※事業者の主たる事務所が日本国内にあれば、区外の事業者でも提案可能です。

## 5. 補助額・補助期間

補助額…1つの提案につき、年間の総事業費の**2分の1**又は上限**500万円**のいずれか低い額を上限とします。

補助期間…最長**3年間**

## 6. 提案可能な企業等の要件

提案できる企業等は、以下の全ての資格を満たすものとします。

※詳細は「豊島区企業等による事業提案制度実施要綱(以下実施要綱)」参照

基準日(事業提案の受付期間の最終日)時点において、正当な理由なく以下の資格を欠いた場合は、その事業提案を無効とします。

- ① 豊島区競争入札参加停止措置及び指名停止措置要綱(平成20年8月1日総務部長決定)による指名停止措置を受けている者。
- ② 従業員等に社会保険加入資格があるにもかかわらず、加入させていない、金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にある者。
- ③ 過去3年間において、国税や地方税を滞納している者。
- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請したものにあっては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされている者。
- ⑤ 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請したものにあっては、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされている者。
- ⑥ 提案する事業の実施に必要な関係法令、労働関係法規、個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)、その他の法令や区の条例規則に違反している者。
- ⑦ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者。

その他、次のいずれかに該当する者を含む場合には、対象企業等からは除きます。

⑧ 豊島区議会議員

⑨ 豊島区暴力団排除条例(平成23年豊島区条例第26号)第2条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員及び暴力団関係者

## 7. 応募方法

事業提案の応募受付期間と、提出方法については以下のとおりです(申請書類については、P.6で案内します)

### (1) 受付期間

令和7年7月1日(火) ~ **9月30日(火)**まで(郵送必着)

### (2) 提出方法

#### ① インターネットによる提出

専用の応募フォーム(Logoフォーム)へ必要事項を入力、必要書類をアップロードして送信してください。



▶ 応募フォーム(Logoフォーム)

URL: <https://logoform.jp/form/gXWR/1111236>

※Logoフォームのアカウント登録は任意です。登録をすることで、マイページ上で申請履歴を確認できます。

#### ② 郵送による提出

申請書類を豊島区政策経営部シティプロモーション課へ郵送してください。※P.13参照

## 8. 事前相談

提案にあたっては、必要に応じて、区や東京都の事務の確認や提案するにあたっての疑問点の解消など、事前に相談ができます。

### (1) 相談内容

- ① 申請方法や、申請書類の記載方法に関する相談
- ② 区の所管事務に該当するか(国又は東京都の事務ではないか等)の確認
- ③ 法令等に準拠しているかの確認
- ④ 類似する既存事業の有無の確認

### (2) 実施期間

令和7年7月1日(火) ~ **9月9日(火)**まで(郵送必着)

### (3) 申込み方法

#### ① インターネットによる受付

専用の事前相談申込フォーム(Logoフォーム)へ必要事項を入力、必要書類をアップロードして送信してください。※応募書類の提出フォームと異なりますのでご注意ください。



▶ 事前相談申込みフォーム(Logoフォーム)

URL: <https://logoform.jp/form/gXWR/1108688>

#### ② 郵送による受付

区ホームページに掲載している「事前相談シート」に相談事項を記載し、豊島区政策経営部シティプロモーション課へ郵送してください。※P.13参照

### (4) 申込み後の流れ

相談内容を確認のうえ、区より相談者にメールで回答します(14日以内に回答します。関係課に照会をかける内容が含まれている場合は、回答にお時間がかかります)

## 9. 提出書類

以下の書類を提出してください(実施要綱別表1)。※各様式は区ホームページよりダウンロードできます。

	提出書類	記入内容・注意点	様式
1	豊島区企業等による事業提案制度 提案書	—	様式第1号
2	事業計画書	—	様式第2号
3	事業収支予算書	①補助金申請年度分(最長3か年度分) ②上記①終了後の1か年度分	様式第3号
4	事業工程表	①補助金申請年度分(最長3か年度分) ②上記①終了後の1か年度分	様式第4号
5	企業等概要書	—  ●補助金申請期間が3か年度の場合 →年度毎に作成し、①②で合計4枚	様式第5号
6	区民投票用提案事業概要シート	—  ●補助金申請期間が単年度の場合 →年度毎に作成し、①②で合計2枚	様式第6号
7	企業の概要がわかるパンフレット等	—  事業の継続性の確認のためご提出いただいております。	任意様式
8	履歴事項全部証明書(登記簿謄本)	・発効後3か月以内のもの <写しも可>	任意様式
9	財務諸表	・損益計算書(直近決算のもの)※ ・貸借対照表(直近決算のもの) ※NPO法人の場合は活動計画書	任意様式
10	納税証明書	・法人事業税の納税証明書(直近のもの)※ ・法人税の納税証明書その1(直近のもの)※ ・消費税及び地方消費税の納税証明書その1(直近のもの) ※納税義務がない場合は提出不要 <写しも可>	任意様式

### (留意事項)

- ・提案にかかる費用は、提案事業者の自己負担となります。
- ・提出された書類は、選定以外には使用することはありません。
- ・提案書類は返却しません。
- ・提案書類に虚偽が発覚した場合は、提案無効とします。
- ・書類提出後、提案を辞退する際には、提案辞退届(実施要綱様式第7号)を区ホームページよりダウンロードし、提出してください。

## 10. 主なスケジュール

内容	日程
事業提案の応募受付期間	令和7年7月1日(火)～ <b>9月30日(火)まで(郵送必着)</b>
事前相談の受付期間	令和7年7月1日(火)～ <b>9月9日(火)まで(郵送必着)</b>
一次審査(書類審査) 二次審査(書類審査)	令和7年10月頃
区民投票	令和7年11月頃～12月頃
審査会(プレゼンテーション審査含む) 採択案決定	令和8年1月頃
事業の詳細協議	令和8年2月頃
議会の議決(確定)	令和8年3月頃
協定書の締結 事業開始	令和8年4月～

## 11. 一次審査・二次審査について

### (1) 一次審査(書類審査)

本制度の趣旨に沿った提案となっているか、実施要綱に定める除外すべき項目に該当していないか等の確認をします。

### (2) 二次審査(書類審査)

以下の6つの審査項目に着目し、審査します。

内容	日程
①課題設定	課題設定(事業テーマ)が明確であるか。また、提案がその解決策としてふさわしいものであるか。
②独創性	区の取組に見られない独創性と新たな視点が認められるか。
③波及力	事業を行うことで、区と区民に対して大きな効果が見込まれるか。
④経済性	想定事業費に対して十分な事業効果が見込まれるか。
⑤公益性	区が支援をするのにふさわしい公益性を有したものであるか
⑥継続性	持続可能な事業で事業者自らが事業を継続できるものであるか。

## 12. 区民投票について

審査の透明性の向上や、地域のニーズの反映のために、二次審査を通過した事業に対し、区民による投票を実施します(二次審査の通過者には、区より通知します。)

### (1) 投票ができる人

区内に住所を有する個人(区民とする。)

#### 【対象外】

- ・ 豊島区議会議員
- ・ 豊島区職員
- ・ 豊島区暴力団排除条例(平成23年豊島区条例第26号)第2条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員及び暴力団関係者
- ・ 提案企業の役員及び従業員

### (2) 投票方法

- ・ 投票には、事前に提出いただいた「区民投票用提案事業概要シート(様式第6号)」を使用します。
- ・ 区民一人につき一回までとし、投票の取消は不可です。
- ・ 提案企業の名称は非公開とします
- ・ 投票はインターネット等で実施します。

## 13. 審査会について

区民投票実施後、外部有識者を含めた審査会による審査を行います。審査会では二次審査の通過者によるプレゼンテーションを予定しています。

また、審査会での審査では以下のものを加味して実施します。

### (1) 区民投票結果

### (2) 地域貢献度(提出時の様式第5号の区内地域事業の参加実績等)

### (3) プrezentation審査結果

…プレゼンテーションの詳細は、事前に対象者に通知します。

## 14. 採択案の決定・結果の公表について

審査会の結果、補助対象となった提案については、区ホームページで公表し、提案企業等に別途通知します。

## 15. 採択案決定後について

### (1) 議会の議決

- ・ 豊島区議会での予算の議決をもって事業が確定します。

### (2) 協定の締結

- ・ 事業の実施主体である提案企業等は区と、事業の詳細について協議を行い、協定を締結します。
- ・ 協議においては区は必要に応じて提案の趣旨を損なわない範囲で修正を加えることができます。

### (3) 事業の報告

- ・ 事業の実施状況について、事業実施中及び事業終了後に区へ報告してください。
- ・ 複数年度にわたる事業においては、区への報告をもって、翌年度の補助金交付の可否について、都度審査会で決定します。

## 16. 補助の対象経費及び対象外経費について

補助金の交付については、「豊島区企業等による事業提案制度補助金交付要綱」(以下交付要綱)に定めています。

(1) 補助金の【対象経費】については以下のとおりです。

補助の対象経費	
①提案事業の実施のために雇用する人件費	事業に要した経費であること が証明できる場合のみ
②旅費交通費	
③印刷製本費	
④会議室等使用料	提案事業実施や提案事業打合せに要する会場使用料等
⑤通信運搬費	電話代、郵送費等
⑥消耗品費	物品、原材料費等
⑦備品費	長期継続使用するものであって、単価が10万未満のもの
⑧業務委託費	
⑨車両費	車両賃借料等
⑩賃借料	機器リース料等
⑪保険料	
⑫手数料	
⑬謝金	講師謝礼等
⑭水道光熱費	
⑮地代家賃等	
その他提案事業に直接要する経費のうち、区が必要と認めるもの	

(2) 補助金の【対象外経費】については以下のとおりです。

補助の対象外経費	
①事業実施企業等の運営に要する経費	企業等設備資金、社員の給与等の人件費、関係団体等への会費・交際費など
②使途が特定できない経費	予備費、雑費、繰越金など
③提案事業の実施に直接関係がない経費	事業実施後の反省会・打ち上げ等の経費、基金・積立金など
④建物等の施設建設または施設維持管理に関する経費	
⑤提案事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費	補助の対象外経費は、総事業費に入れることができないの でご注意ください。
その他、区が不適切と認定するもの	

## 17. 補助金の申請～交付について

### (1) 補助金交付申請時の書類

協定を締結後、事業の実施年度になりましたら、すみやかに区へ以下の書類を提出してください。  
※様式は区ホームページよりダウンロードできます。

①豊島区企業等による事業提案制度補助金交付申請書(交付要綱第1号様式)

②実施要綱の別表1に定める書類(P.6参照)

※①に記載する補助金申請金額は、②の事業計画書(実施要綱第2号様式)で示した総事業費及び補助金申請額を記載してください。

#### 【注意】複数年度にわたる事業の場合の補助金申請について

複数年度にわたる事業の場合、翌年度の補助金の交付の可否については、事業実施中及び事業終了後の報告をもって、審査会で決定します。審査会で決定度、区との協議及び協定締結を経てから、上記の交付申請手続きに進んでください。

補助金申請は年度毎に手続きが必要です。

### (2) 交付決定通知

審査結果を受けて、補助金を交付することとした事業には、「豊島区企業等による事業提案制度補助金交付決定通知書」(交付要綱第2号様式)をお渡しします。

#### 【注意】補助金交付限度額について

交付決定通知書に記載された補助金交付限度額は **補助金の上限額**であり、これを超えて請求することはできません。また事業終了時の総事業費(実績)によっては、補助金の確定額が**当初の交付限度額より減額**となり、差額の返還を求める場合があります。

### (3) 交付決定後の手続き

#### ① 事業の変更・中止・廃止の手続き

実施計画に記載した事業内容を変更するとき、収支予算書に記載した経費を変更するとき、事業を廃止・中止するときは、「事業変更・廃止・中止承認申請書」(交付要綱第5号様式)を区へ提出してください。なお、軽微な変更はこの手続きを省略することができます。詳しくは区へお問い合わせください。

### (4) 実績報告

事業終了後、速やかに事業報告として次の書類を提出してください。

- ・ 豊島区企業等による事業提案制度補助金実績報告書(交付要綱第7号様式)
- ・ 事業収支決算書(交付要綱第8号様式)
- ・ 領収書・レシートなど経費の支出が確認できる証拠書類

総事業に含まれるすべての支出  
について提出してください。  
原則、事業実施年度内のものが  
対象になります。

## (5) 補助金の確定

実績報告書類を審査し、補助金額を確定した後、区より「豊島区企業等による事業提案制度補助金確定通知書」(交付要綱第9号様式)を通知します。

※事業終了時の総事業費が申請時の総事業費(予定金額)を下回った場合、当初の交付限度額よりも補助金確定額が減額となることがあります。

## (6) 補助金の請求

### ① 確定払いによる請求

補助金の請求は、原則として事業が終わり、実績報告を行い、補助金の額が確定した後に行うことになります。「豊島区企業等による事業提案制度補助金請求書」(交付要綱様式第10号)に必要事項を記入の上、区へ提出してください。

### ② 概算払いによる請求(例外)

例外として、事業終了前に概算払いとして補助金を請求することができます。この場合には、「豊島区企業等による事業提案制度補助金概算払請求書」(交付要綱様式第11号)(以下概算払請求書)」に必要事項を記入して、区へご提出ください。

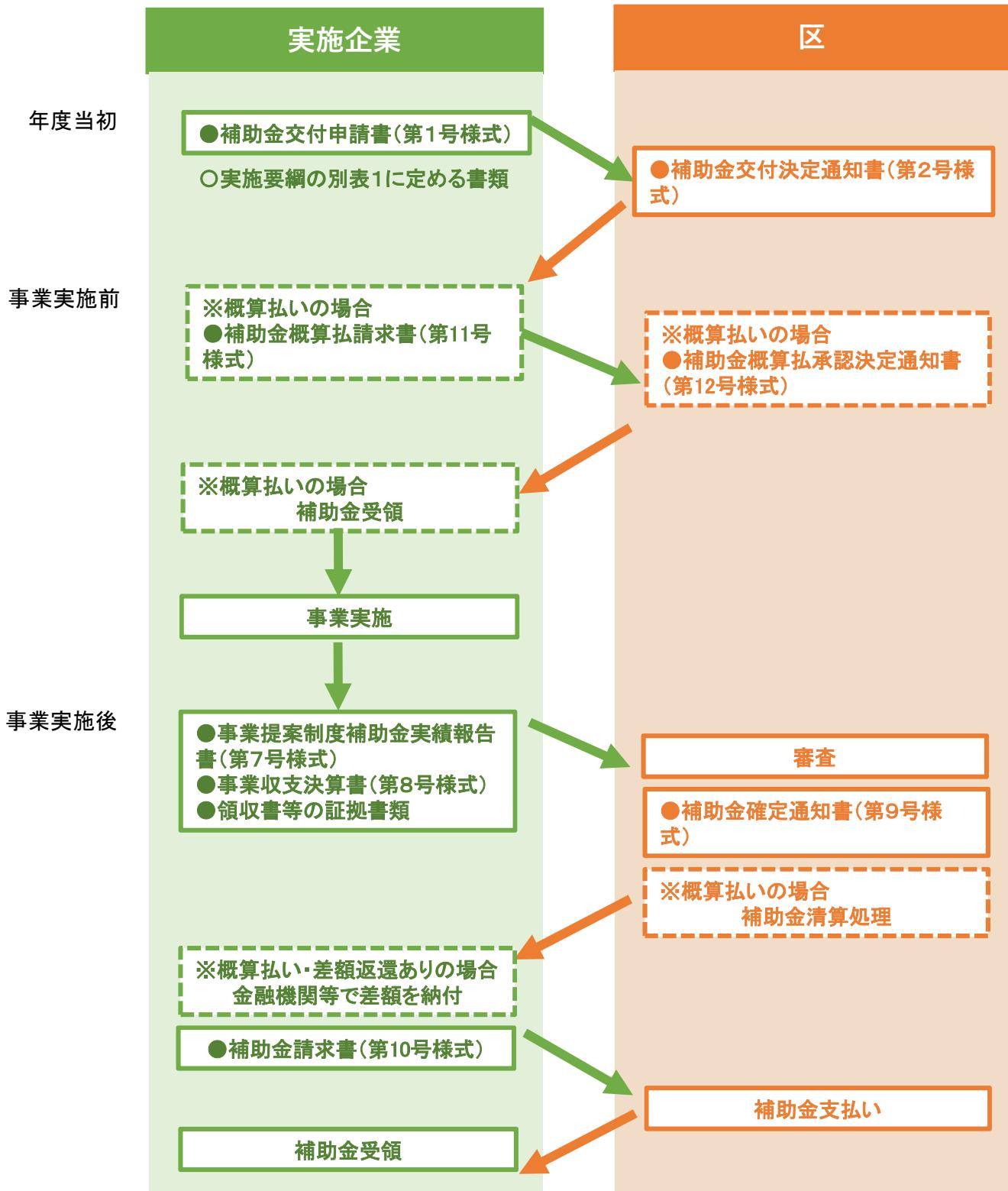
ア 当初の交付限度額が補助の上限額となりますので、事業終了時の総事業費が補助金申請時の総事業費を上回っていても、追加請求することはできません。

イ 概算払請求書で受領した補助金額よりも事業終了後の実施報告により確定した補助金額が少ない場合は、補助金清算処理を行うためその差額を返還してください。

補助金のフローについては次の頁を参考にしてください。

## 18. 補助金の手続きフロー

複数年度にわたる事業の場合、補助金は年度毎に申請していただきます。交付要綱の各様式については、区ホームページよりダウンロードしてください。



[ ] は概算払いの場合 [ ] は確定払いの場合

※上記フローに記載がない、不承認の通知や、事業の中止等の手続きについては、交付要綱をご確認ください。

## 19. その他

- (1) 事業提案に関わる個人情報については、個人情報の保護に係る法律の規定に基づき、適切に処理します。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき、補助金を他の用途に使用したとき、又は補助金の交付にあたり付した条件に反したときは、補助金の交付決定の全部または一部の返還を命ずることになります。

## 20. 提出先・問い合わせ先

豊島区政策経営部シティプロモーション課  
〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1 5階  
電話 03-4566-2841  
メールアドレス A0030077@city.toshima.lg.jp



## 豊島区企業等による事業提案制度実施要綱

令和 7 年 6 月 30 日

政策経営部長決定

改正 令和 7 年 1 月 23 日

### (目的)

第 1 条 この要綱は、豊島区（以下「区」という。）が、地域課題の解決に主体的に取り組もうとする事業者の持つノウハウやアイデアを最大限に活用するとともに、豊島区基本構想に掲げる共創を推進するために、企業等からの継続性の見込める事業提案に対し、区が事業の立ち上げを支援する制度（以下「本制度」という。）を実施するにあたり必要な事項を定めることを目的とする。

### (提案事業の要件)

第 2 条 区政に関わる諸課題を対象とする事業であること。ただし、募集時に、区が事業の対象範囲を定めた場合は、その範囲の事業であること。

2 区からの補助は、1 事業あたり年間の総事業費の 1/2 又は上限 500 万円のいずれか低い額を上限として、最長 3 年間とすること。

### (提案事業から除外するもの)

第 3 条 次に掲げるもののうちいずれかに該当すると認められるものは、提案事業から除外する。

- (1) 公益性がないもの
- (2) 政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とするもの
- (3) 現金給付又は施設整備を目的とするもの
- (4) 公序良俗に反するもの
- (5) 第 5 条で定める要件を満たさない者が提案したもの
- (6) 第 6 条で定める提案方法によらずに提案されたもの
- (7) 区の施策として既に存在していると認められるもの
- (8) 提案事業と同一の内容で、国、他の地方公共団体又はその他公的機関から補助金等の資金助成を受けているもの、又は受ける予定のあるもの。
- (9) その他、提案事業としてふさわしくないもの

### (提案することができる企業等)

第 4 条 本制度の対象となる企業等（以下「対象企業」という。）は、基準日時点において以下の要件を全て充たす者とする。

なお、基準日については、事業提案の募集期間の最終日とする。

また、基準日以降であっても事業提案の採否が決定するまでの間に、正当な理由なく以下の

資格を欠いた場合は、その事業提案を無効とする。

(1) 提案する事業について業務遂行能力のある企業その他N P O法人等の事業者（共同企業体も含む）であること。ただし、個人は除く。

(2) 主たる事業所を日本国内に置いていること。

(3) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 豊島区競争入札参加停止措置及び指名停止措置要綱（平成 20 年 8 月 1 日総務部長決定）による指名停止措置を受けている者。

イ 従業員等に社会保険加入資格があるにもかかわらず、加入させていない、金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にある者。

ウ 過去 3 年間において、国税や地方税を滞納している者。

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請したものにあっては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされている者。

オ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請したものにあっては、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされている者。

カ 提案する事業の実施に必要な関係法令、労働関係法規、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）、その他の法令や区の条例規則に違反している者。

キ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者。

（対象企業から除外する者）

第 5 条 次のいずれかに該当する者を含む企業等は、対象企業からは除く。

(1) 豊島区議会議員

(2) 豊島区暴力団排除条例（平成 23 年豊島区条例第 26 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは暴力団員及び暴力団関係者

（事業提案方法）

第 6 条 対象企業は、別に定める募集期間中に、次に掲げる方法により、提案を行うものとする。

また、提案の際に必要な添付書類は別表 1 のとおりとする。

(1) インターネットによる提出

区公式ホームページに掲載する専用の応募フォームへ入力し、送信する。

(2) 郵送による提出

豊島区企業等による事業提案制度提案書（別記第 1 号様式）に必要な事項を記載し、必要書類を添付して、区が指定した宛先へ郵送する。

（事前相談）

第 7 条 提案にあたっては、必要に応じて、区又は東京都の事務の確認や類似する既存事業の有

無及び疑問点の解消などの事前相談を行うことができる。

(1) 相談内容

- ア 区の所管事務に該当するか（国又は東京都の事務ではないか等）の確認
- イ 法令等に準拠しているかの確認
- ウ 類似する既存事業の有無の確認

(2) 実施期間

別に定める募集期間の募集開始日から募集終了日の 21 日前まで

(3) 申込み方法

- ア インターネットによる受付

区ホームページに掲載する事前相談申込みフォームに進み、必要事項を入力し、送信する。

- イ 郵送による受付

区ホームページに掲載する様式に必要事項を記載し、区が指定した宛先へ郵送する。

(4) 申込み後の流れ

区は、相談内容を確認のうえ、メールで連絡する。

(提案内容の審査、投票対象事業の決定)

第8条 区において提案内容を審査し、区民による投票の対象となる提案（以下「投票対象事業」という。）を決定する。なお、提案内容の審査結果や選定経過などに対する個別の回答は行わないものとする。

(1) 一次審査

本制度の趣旨に沿った提案となっているか。第3条に掲げる除外すべき項目に該当していないかを確認する。

(2) 二次審査

次に掲げる各項目に着目して審査する。

ア 課題設定：課題設定が明確であるか。また、提案がその解決策としてふさわしいものであるか。

イ 独創性：区の取組に見られない独創性と新たな視点が認められるか。

ウ 波及力：事業を行うことで、区と区民に対して大きな効果が見込まれるか。

エ 経済性：想定事業費に対して十分な事業効果が見込まれるか。

オ 公益性：区が支援をするのにふさわしい公益性を有したものであるか。

カ 継続性：持続可能な事業で事業者自らが事業を継続できるものであるか。

(区民による投票)

第9条 前条において決定した投票対象事業について、区民による投票を行う。投票は提案をした企業等（以下「提案企業」という。）の名称を非公開で行うこととし、提案事業から提案企業名が推測できると区が認める場合には、提案事業の一部を変更または省略し、投票対象事業として公表をする場合がある。

(1) 投票することができる者（以下「投票者」という。）

ア 別に定める投票期間の最初の日において、区内に住所を有する個人とする。

イ 第5条に掲げる者及び豊島区職員、提案企業の役員及び従業員は、投票者から除外する。

(2) 投票方法

投票回数は、区民一人につき一回までとし、投票は取消不可とする。

(3) 提案企業への規制

提案企業は、投票期間が終了するまでの間において、自らが提案企業であることを公表することはできない。投票対象事業の提案企業は、投票者に対し、自らが提案した事業に投票するよう呼びかけることはできない。

（補助対象事業の審査、審査結果の報告）

第10条 第8条において決定した投票対象事業について、豊島区企業等による事業提案制度審査委員会（豊島区附属機関設置に関する条例（平成26年豊島区条例第16号）に基づき設置する。以下、「審査委員会」という。）は、第8条第1項第2号に掲げる審査項目に着目し、次の各号に掲げる事項を加味して審査を実施する。

(1) 区民投票

第9条において実施した区民による投票結果

(2) 提案企業の地域貢献度

別記様式第5号に記載の区及び区立小・中学校、町会等において実施した区内地域事業の参加実績等

(3) プレゼンテーション審査

審査委員会は提案企業のプレゼンテーションに基づき審査を行うものとする。プレゼンテーションの詳細については、投票対象事業の提案企業に対して別途通知する。

2 審査委員会の委員長は、文書により審査結果を区長に報告するものとする。

（補助対象事業の決定）

第11条 前条において報告された審査結果に基づき、区長は補助対象事業を決定する。

（結果の公表）

第12条 補助対象事業は、区ホームページで公表し、提案企業に別途通知する。

(議会の議決)

第 13 条 事業は、豊島区議会における予算の議決をもって確定する。

(事業の実施等)

第 14 条 区は、事業の実施主体である提案企業（以下「実施企業」という。）と提案事業の実施内容等について協議を行い、協定を締結する。

2 前項の協議において、区は、必要に応じて提案の趣旨を損なわない範囲で修正を加えることができる。

(事業の報告)

第 15 条 実施企業は、区に対して、事業の実施状況について、事業実施中及び事業終了後に報告を行うこととする。

2 複数年度にわたる事業においては、前項の報告をもって、翌年度の補助金交付の可否について審査委員会で決定する。

(費用)

第 16 条 本制度の提案・投票にかかる通信料その他の経費は、提案企業及び投票者の負担とする。

(個人情報の取り扱い)

第 17 条 本制度により保有する個人情報については、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、適切に処理する。

(提出書類の取り扱い)

第 18 条 提出書類について、返却はしない。

2 提出書類に虚偽記載が発覚した場合は、事業提案を無効とする。また、提案企業は、提案内容について、審査委員会の委員との接触を禁止する。違反した場合は、事業提案を無効とする。

(事業提案の辞退)

第 19 条 提案企業が事業提案を辞退する場合は、提案辞退届（別記第 7 号様式）を提出すること。

(所管部局)

第 20 条 本事業の事務局は、政策経営部シティプロモーション課とする。

(委任)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 12 月 3 日から施行する。

別表1（第6条関係）

	提出書類	記入内容・注意点等	
1	豊島区企業等による事業提案制度提案書	—	様式第1号
2	事業計画書	—	様式第2号
3	事業収支予算書	① 補助金申請年度分（最長3か年度分） ② 上記①終了後の1か年度分	様式第3号
4	事業工程表	① 補助金申請年度分（最長3か年度分） ② 上記①終了後の1か年度分	様式第4号
5	企業等概要書	—	様式第5号
6	区民投票用提案事業概要シート	—	様式第6号
7	企業等の概要がわかるパンフレット等	—	任意様式
8	履歴事項全部証明書 (登記簿謄本)	・発効後3か月以内のもの <写しも可>	任意様式
9	財務諸表	・損益計算書（直近決算のもの）※ ・貸借対照表（直近決算のもの） ※NPO法人等の場合は活動計画書	任意様式
10	納税証明書	・法人事業税の納税証明書（直近のもの）※ ・法人税の納税証明書その1（直近のもの）※ ・消費税及び地方消費税の納税証明書その1（直近のもの）※ ※納税義務がない場合は提出不要 <写しも可>	任意様式

## 豊島区企業等による事業提案制度補助金交付要綱

令和7年6月30日

政策経営部長決定

### (目的)

第1条 この要綱は、「豊島区企業等による事業提案制度実施要綱」により決定した、事業の実施主体である提案企業等（以下「実施企業」という。）が、その提案事業を実施するにあたり、これに要する経費の一部について区が補助を行うことに関して必要な事項を定め、もって豊島区基本構想に掲げる共創を推進することを目的とする。

### (補助対象事業)

第2条 補助対象となる事業は、「豊島区企業等による事業提案制度実施要綱」に則り適切に決定された提案事業であって、区は、次に掲げるものについて予算の範囲内で補助する。

- (1) 提案事業の実施に必要な経費の一部
- (2) その他区長が必要と認める経費

### (補助金の額等)

第3条 補助金の額は、提案事業の実施に要する年間の経費（以下「総事業費」という。）の1／2以内であって、その上限は500万円とする。

- 2 前項の総事業費の積算にあたっては、次の各号に掲げる経費は除くものとする。
- (1) 実施企業の運営に要する経費（企業設備資金、関係団体等への会費・交際費など）
  - (2) 使途が特定できない経費（予備費、雑費、繰越金など）
  - (3) 提案事業の実施に直接関係がない経費（事業実施後の反省会・打ち上げ等の経費、基金・積立金など）
  - (4) 建物等の施設建設または施設維持管理に関する経費
  - (5) 提案事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費
  - (6) その他、区が不適切と認定するもの

### (補助対象経費)

第4条 補助対象経費（補助金を充てることができる経費をいう。）は、提案事業実施に要する次の各号に掲げるものを対象とする。

- (1) 提案事業の実施のために雇用する人件費
- (2) 旅費交通費
- (3) 印刷製本費

- (4) 会議室等使用料（提案事業実施や提案事業打合せに要する会場使用料等）
- (5) 通信運搬費（電話代、郵送費等）
- (6) 消耗品費（物品、原材料費等）
- (7) 備品費（長期継続使用するものであって、単価が10万未満のもの）
- (8) 業務委託費
- (9) 車両費（車両賃借料等）
- (10) 賃借料（機器リース料等）
- (11) 保険料
- (12) 手数料
- (13) 謝金（講師謝礼等）
- (14) 水道光熱費（事業に要したことを証明できる経費に限る）
- (15) 地代家賃等（事業に要したことを証明できる経費に限る）
- (16) その他提案事業に直接要する経費のうち、区が必要と認めるもの  
(補助期間)

第5条 事業の補助期間は最長3年間とする。なお、事業内容に変更等がある場合は、補助の実施を見送る場合がある。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付申請は、提案事業実施年度に行うものとする。

2 実施企業は、補助金の交付を受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を豊島区長（以下「区長」という。）が定める期間内に提出しなければならない。

- (1) 豊島区企業等による事業提案制度補助金交付申請書（別記第1号様式）
- (2) 豊島区企業等による事業提案制度実施要綱別表1に定める提出書類
- (3) その他、区長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 区長は、前条の補助金の申請を受けたときは、その内容を審査し、交付すると決定したときは、豊島区企業等による事業提案制度補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、当該補助金の申請をした実施企業に通知するものとする。

2 区長は、実施事業が適当でないと認められるとき、補助金の不交付を決定し、豊島区企業等による事業提案制度補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により当該補助金の申請をした実施企業に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 申請企業は前条の交付決定の内容又はこれに付した条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときには、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を区長に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第9条 区長は、次の各号に該当したときは、第7条第1項の規定による補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 第7条第1項の交付決定を受けた実施企業等（以下「被交付企業」という。）がこの要綱又は区長の指示に違反したとき
- (2) 被交付企業が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (3) 被交付企業が補助金を他の用途に使用したとき
- (4) 被交付企業が事業に関し、不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき
- (5) 被交付企業による事業の不履行があったとき
- (6) この要綱に基づき、区長が求めた書類を提出しないとき、又は提出した書類に虚偽が判明したとき。

2 区長は、前項の規定に基づき取消しを行ったときは、その旨を豊島区企業等による事業提案制度補助金交付決定取消通知書（別記第4号様式）により、被交付企業に通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 区長は、前条の第1項の規定に基づき決定取消をした場合において、当該取消に係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めて交付された補助金の返還を命じなければならない。

(補助の見直し)

第11条 区長は、被交付企業が事業に関し、補助期間中に著しい収益化が達成された場合等、別に定める豊島区企業等による事業提案制度実施要綱の趣旨への適合性に関する事業変更があった場合には、補助期間中の補助の実施を見直す。

(事業の変更・中止・廃止)

第12条 被交付企業は、次の各号の変更、廃止又は中止のいずれかを行おうとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、第1号又は第2号の変更のうち軽微なものは、この限りではない。

- (1) 実施事業に要する経費の配分の変更

(2) 実施事業の内容の変更

(3) 実施事業の中止

(4) 実施事業の廃止

2 被交付企業は、前項の変更、中止又は廃止の承認を受けようとするときは、事業変更・中止・廃止承認申請書（別記第5号様式）を区長に提出しなければならない。

3 区長は、前項の規定に基づく申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、これを承認するときは、事業変更・中止・廃止承認通知書（別記第6号様式）により被交付企業に通知するものとする。

（実績報告）

第13条 被交付企業は、事業が終了したとき又は前条第3号の規定により事業の廃止又は中止の承認を受けたときは、次の各号に掲げる書類を区長が定める期間内に区長に提出し、事業の実績を報告しなければならない。

(1) 豊島区企業等による事業提案制度補助金実績報告書（別記第7号様式）

(2) 事業収支決算書（別記第8号様式）

(3) 事業の経費の支払いを証明する領収書等の証拠書類

（補助金の額の確定）

第14条 区長は、前条第1項の規定により実績報告を受けた場合において、その内容が補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に照らして適當と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、豊島区企業等による事業提案制度補助金確定通知書（別記第9号様式）により被交付企業に通知するものとする。

2 区長は、第12条第1項第3号又は第4号の規定により中止又は廃止を承認した補助事業のうち、自然災害、テロ、その他やむを得ない理由で被交付企業の責によらない事由により中止又は廃止した事業に限り、第7条第1項の規定により決定した交付決定額、又は被交付企業が既に支出した補助の対象となる経費のいずれか低い額を、前項の交付すべき補助金の額とするものとする。

（補助金の請求手続き）

第15条 被交付企業は、前条の通知を受けたときは、豊島区企業等による事業提案制度補助金請求書（別記第10号様式）を区長に提出し、補助金の請求を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、被交付企業は、事業終了前に補助金の交付が必要な場合は、概算払いによる補助金の請求を行うことができる。

3 被交付企業は、前項の規定に基づき概算払いにより補助金の交付請求を行うときは第

1項に定める別記第10号様式の提出ではなく、豊島区企業等による事業提案制度補助金概算払請求書（別記第11号様式）を区長に提出して、補助金の請求を行うものとする。

4 区長は、前項の規定に基づく申請書の提出を受けた場合において、その必要性を審査し、概算払いの承認または不承認について、豊島区企業等による事業提案制度補助金概算払承認決定通知書（別記第12号様式）または豊島区企業等による事業提案制度補助金概算払不承認決定通知書（別記第13号様式）により、申請企業に通知するものとする。

5 区長は、前項の規定により提出された請求書を精査し、これが適当と認められるときは被交付企業に対し補助金を交付する。

（関係書類の保管）

第16条 被交付企業は、この補助金の収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

（所管部局）

第17条 この要綱の所管部局は、政策経営部シティプロモーション課とする。

（委任）

第18条 この要綱に定めるもののほか、この制度に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

○豊島区企業等による事業提案制度審査委員会運営要綱

令和7年12月3日

政策経営部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊島区附属機関設置に関する条例（平成26年豊島区条例第16号。以下「条例」という。）に基づき設置する豊島区企業等による事業提案制度審査委員会（以下「審査委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 条例別表第1号で担任事務として定める企業等による事業提案制度（以下「本制度」という。）の事業採択及び補助金交付に係る審査に関する事務は、次の事項とする。

- (1) 本制度の補助対象事業の審査に関すること。
- (2) 本制度に係る補助金交付審査に関すること。
- (3) その他、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 審査委員会は次に掲げる者で構成し、区長が委嘱または任命するものとする。

- (1) 学識経験者 7人以内
- (2) 区職員 3人以内

(任期)

第4条 審査委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長の職務及び代理)

第5条 審査委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第6条 審査委員会は、委員長が招集する。

- 2 審査委員会は、半数以上の委員の出席がなければ、開くことができない。
- 3 審査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聞くことができる。
- 5 審査委員会は、豊島区審議会等の会議の公開に関する要綱（平成20年4月21日区長決定）第4条第1項第3号の規定に基づき、非公開とする。
- 6 前号に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

（審査結果）

第7条 委員長は文書をもって審査の結果を区長に報告する。

（庶務）

第8条 審査委員会の庶務は、政策経営部シティプロモーション課に事務局を置く。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

#### 附 則

この要綱は、令和7年12月3日から施行する。